

千葉県里山条例

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例

・・・人と自然との共生を目指して・・・



600万県民時代を迎え、私たちは、房総の恵まれた自然を生かし、県民一人ひとりが健康で文化的な生活を享受できるよう、人と自然とが共生する豊かな環境の創造に努めていかなければならない。

とりわけ先人の英知とたゆまぬ努力とによって、人と自然との営みが調和しつつ、維持されてきた里山は、県民にとってかけがえのない貴重な財産である。

こうした里山は、多様な生き物の宝庫であるとともに、森林、谷津田、水辺等が一体となって美しい景観を形成しているが、近年、生活様式や農業生産方法などの変化により、人との関わりが薄れ、その良さが失われつつある。

そこで、県、市町村、県民等が協働して、環境の世紀にふさわしい、人と里山との新たな関係を構築し、次代に引き継ぐため、ここに「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」を制定する。（条例前文）

千葉県農林水産部みどり推進課

里山条例のポイント

- 里山の保全、整備及び活用の「基本理念」を定めました。
- 県の責務及び県民、里山活動団体、土地所有者等の「役割」を明らかにしました。
- 「里山活動協定認定制度」を設けました。
- 「里山の日」を制定しました。
- 里山、里山活動団体、土地所有者等を「定義」しました。

定義

■ 里山

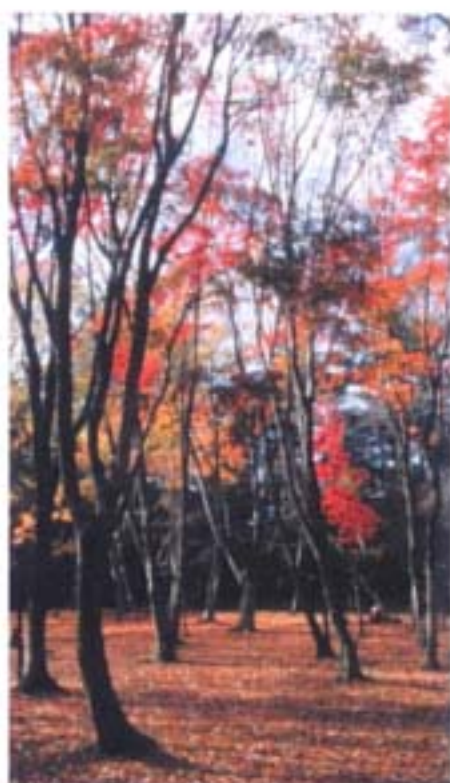
人里近くの樹林地又はこれと草地、湿地、水辺地等が一体となった土地をいいます。

■ 里山活動団体

里山活動を積極的かつ主体的に行う営利を目的としない団体をいいます。

■ 土地所有者等

里山の所有者又は里山を使用収益する権原をもつ人をいいます。



基本理念

里山の保全、整備及び活用は、次の基本理念に基づいて行います。

- 里山の有する多面にわたる機能の積極的評価
- 将来の県民に里山の有する伝統的な文化の継承
- 県民、里山活動団体及び土地所有者等の積極的かつ主体的な活動
- 県及び県民等が、それぞれの役割の適正な分担の下に協働



役割分担

県

- 「里山基本計画」を策定し、里山に関する施策を総合的・計画的に実施します。
- 施策について、インターネット等により、広く県民の意見を聞きます。
- 県が行う公共事業の実施にあたっては、里山の保全に配慮します。
- 県民への広報活動の充実、学習機会の提供その他必要な措置を行います。
- 里山の保全、整備および活用方法についての調査研究を行います。
- 施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じます。

県民

- 里山の保全、整備および活用に係る活動について、関心と理解を深め、里山活動に協力しましょう。

里山活動団体

- 継続して里山の保全、整備及び活用に係る活動を行うよう努めましょう。

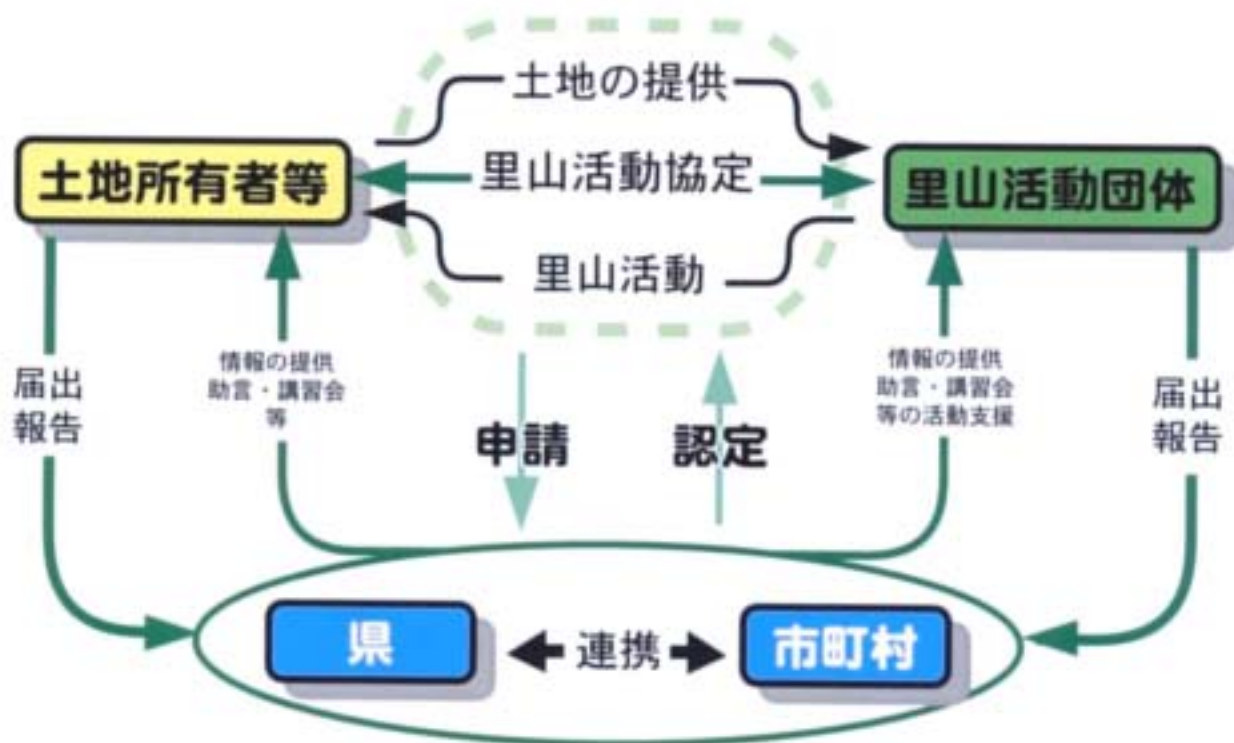
土地所有者等

- 里山活動団体へ活動フィールドを提供するなど里山の保全、整備及び活用が図られるよう努めましょう。

里山活動協定

◆ 里山活動協定の締結及び認定申請

里山活動団体と土地所有者等の間で里山活動協定を締結し、これを知事が認定する制度を設けました。そのしくみは、下図のとおりですが、詳しくは、みどり推進課又は関係支庁へご相談ください。



里山活動団体への支援

県は、次の事業により、里山活動団体を積極的に支援します。

「里山保全整備活用事業」

◆ 趣旨

里山条例に基づく里山の保全、整備及び活用を促進を図るため、里山活動団体が実施するこの事業に要する経費に対し、補助金を交付する。

◆ 事業の内容

里山活動協定の締結、里山の整備活用に必要な機材等の整備、里山の整備及び活用

◆ 補助対象経費

- ・ 里山活動協定の締結及び認定申請に要する事務的経費（補助率1/2以内）
- ・ 里山の整備に要する機材等の購入費（補助率1/2以内）
- ・ 森林等の整備や施設整備等に要する経費（補助率1/3以内）
- ・ 里山の観察会や学習会などに要する経費（補助率1/3以内）

◆ 事業主体

里山活動が継続して行われると認められる里山活動団体



里山の日

- ✿ 広く県民に、里山の保全、整備及び活用についての関心と理解を深め、積極的に里山活動に参加する意欲を高めるため、5月18日を『里山の日』と制定しました。
- ✿ 県は、里山の日趣旨にふさわしい行事等を実施します。



関係機関の名称	〒	住所	TEL/FAX
農林水産部みどり推進課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-3684/043-224-4108
千葉支庁農林振興課	260-8654	千葉市中央区長洲1-9-1	043-224-0316/043-224-0319
東葛飾支庁農林振興課	271-8560	松戸市小根本7	047-361-2116/047-361-2895
印旛支庁農林振興課	285-8502	佐倉市鍋木仲田町8-1	043-483-1125/043-486-4516
香取支庁農林振興課	287-8502	佐原市北3-1-3	0478-54-1320/0478-52-6580
海匝支庁農林振興課	289-2504	旭市二1997-1	0479-62-0156/0479-64-2502
山武支庁農林振興課	283-8501	東金市東新宿1-1-11	0475-54-0226/0475-52-7914
長生支庁農林振興課	297-8533	茂原市茂原1102-1	0475-22-1751/0475-26-2234
夷隅支庁農林振興課	298-0293	夷隅郡大多喜町猿稻14	0470-82-2213/0470-82-5348
安房支庁農林振興課	294-8504	館山市北条402-1	0470-22-8131/0470-22-0097
君津支庁農林振興課	292-8520	木更津市貝淵3-13-34	0438-25-1100/0438-25-9347

里山条例の全文は、みどり推進課のホームページで見ることができます。

<http://www.agri.pref.chiba.jp/nourinsui/11midori/>